

下水道事業について

飯能市 上下水道部 下水道課

目次

1. 近隣（ダイア）及び県内類似市の下水道使用料及び水道料金の比較
2. 埼玉県内の下水道使用料及び水道料金の比較
3. 下水道事業に関する人口、使用料、有収水量等
4. 使用水量ランクごとの使用水量、使用料、件数
5. 収益的支出に関する修繕費一覧
6. 下水道管渠の布設年数ごとの延長、管種一覧
7. 下水道事業に関する元利及び償還金の推移等
8. 預金残高の推移
9. 下水道使用料の改定パターンごとの料金一覧
10. 下水道使用料改定率ごとの収入見込額一覧

1. 近隣（ダイア）及び県内類似市の下水道使用料及び水道料金の比較

○飯能市のダイア5市での状況 【資料1】

飯能市はダイア5市において、行政人口及び処理人口は2番目に少なくなっています。

また、終末処理場の種類については、飯能市と日高市が自治体内に単独の施設があり、その他の3市は複数の自治体の下水を集め、まとめて処理する広域的な下水道となっております。

なお、荒川右岸流域下水道は、新河岸川に2か所（川越市、和光市）処理場（水循環センター）があり、埼玉県が下水を処理しています。

【参考：ダイア5市の概要】

	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率	備考
飯能市	78,343	56,462	72.1	単独(特環含む)
日高市	54,557	35,425	64.9	//
入間市	145,360	128,824	88.6	荒川右岸流域
狭山市	149,113	144,542	96.9	//
所沢市	343,867	327,050	95.1	//

※上記の数値は、令和4年度の数値となります。

2. 埼玉県内の下水道使用料及び水道料金の比較

○飯能市の県内類似市での状況（令和4年度の状況） 【資料2】

飯能市は、埼玉県内の類似団体市では、人口及び普及率ともに平均に近いものとなっています。

埼玉県には、8か所の流域下水道があり、50自治体が下水を共同処理しています。また単独で処理場を所有し下水処理を行っている自治体は20となります。区域が広い自治体では流域下水道や流域下水道と単独処理場など複数の処理方法に場合がありますが、約3割の自治体が飯能市と同様の単独処理場を保有していることとなります。

【参考：県内類似市の概要】

	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率	備考
飯能市	78,343	56,462	72.1	単独(特環含む)
白岡市	52,721	37,053	70.3	中川流域
鴻巣市	117,661	92,147	78.3	荒川左岸北部流域
蓮田市	61,193	45,573	74.5	中川流域(特環含む)
加須市	14,654	5,278	36.0	中川流域
	86,971	53,708	61.8	単独
	10,605	0	0.0	単独(旧北川辺町分)
	合計 112,230	合計 58,986	合計 52.6	
東松山市	90,605	47,459	52.4	単独

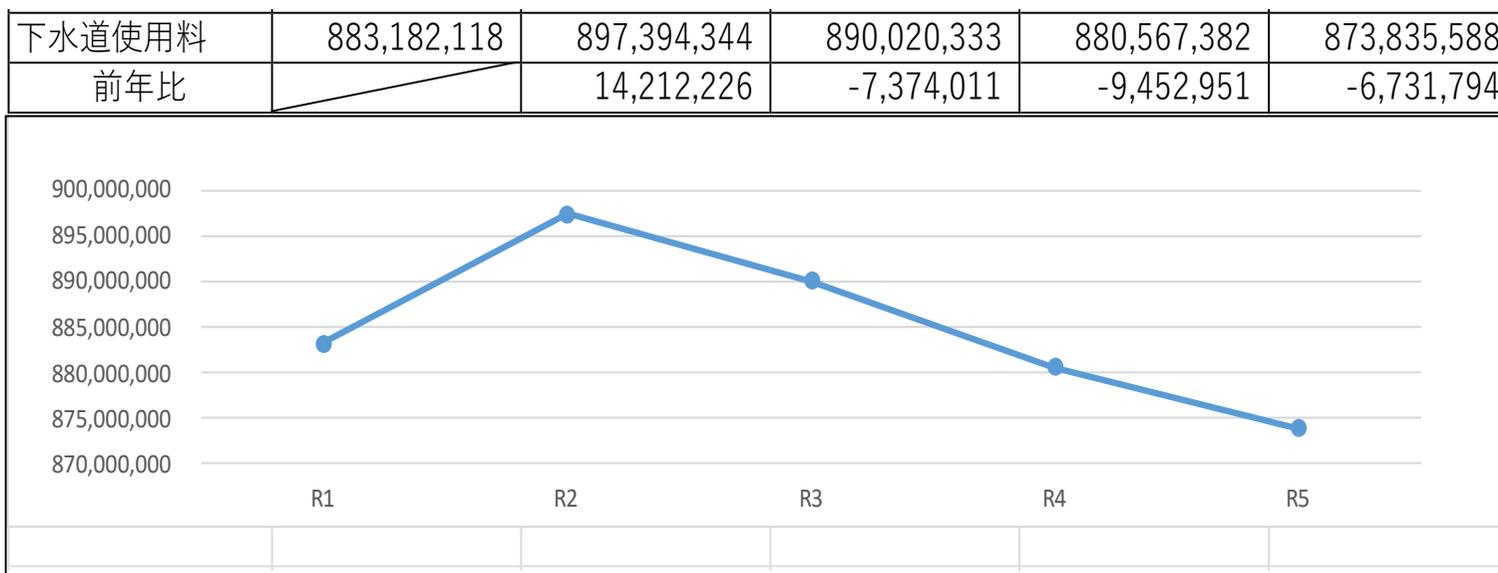
※上記の数値は、令和4年度の内容になります。

3. 下水道事業に関する人口、使用料、有収水量等

○飯能市に関する参考数値等【資料3】

- 行政人口については、過去10年間の推移では、毎年平均で約260人減少していますが、処理人口については、毎年平均で約370人増加しています。これは、下水道処理区域内となる市街地の人口が増加傾向にあることや、管渠の新規布設による処理区域の増加による影響によるものと思われます。
- 一人当たりの使用水量は企業会計移行後の令和元年度以降では年平均約109 m³、月平均約9.1 m³となっています。
- 下水道使用料については、令和2年度をピークに毎年約0.7%～約1.0%減少している状況となっています。
- 令和2年度は、大口使用者の使用水量は減少しましたが、一般家庭から中規模の使用者の使用水量が増加したことによる影響が大きくなっています。

【参考：下水道使用料の推移】



4. 使用水量ランクごとの使用水量、使用料、件数

○使用水量ランクごとの状況について【資料4】

【使用水量について】

・使用水量ランクが21 から60 m³が全体の約半分を占めています。このランクは一般家庭が使用する水量に該当する範囲となります。

※一般的には、1カ月の平均汚水量（排除量）は20 m³と言われています。

【使用料について】

・使用料の算出根拠となる料金体系については、使用水量が多くなるほど使用料単価が上がる累進制を導入しているため、使用水量ランクが21 から60 m³が占める使用料の割合は減少していますが、1,000 m³を超える使用者の使用料の割合が16.2%と割合が高くなっています。

【件数について】

・件数については、検針（請求）の件数となっています。そのうち、約3分の1が基本料金の範囲内（10 m³/月）での使用となっています。

主な要因としては、世帯人員の減少や節水型機器の普及により1件あたりの使用水量が減少しています。

5. 収益的支出に関する修繕費一覧

○浄化センター、マンホールポンプ場に関する主な修繕費一覧【資料5】

【浄化センター関係】

・浄化センターで使用するポンプは、処理場に送られてきた汚水や雨水を、場内の各処理施設へ送水するときに使用します。大きさや能力も様々ですが、その中でも重要なポンプとなる主ポンプは処理場で最初に使用されるものになります。そのため機器が大きなものになり、金額も高額なものとなります。

その他では汚泥の水分を減少させる遠心脱水機や中規模なポンプの定期的な修繕（分解整備）の場合でも1000万円近い費用が発生します。

そのため、定期的に機器の長寿命化を図るための定期点検や整備が必要ですが、予算の関係上実施できていないものが多くなっています。

【マンホールポンプ場関係】

・飯能市内には、約50か所のマンホールポンプ場があります。主な役目としては、住宅や事業所などから排水された汚水を浄化センターや各ポンプ場まで送水するために必要な施設です。

マンホールポンプ場が停止してしまうと、汚水が管渠の中に滞留してしまうため大きな影響が出てしまいます。

そのため、浄化センターの機器と同様に重要な施設や機器となりますが、予算の関係上実施できていないものが多くなっています。

6. 下水道管渠の布設年数ごとの延長、管種一覧

○下水道管渠に関する一覧について【資料6】

・現在使用されている下水道の管渠は、主に「硬質塩化ビニル管」が主流になっていますが、布設替え等が進んでいないため、20年以上前までの主流であったコンクリート管が多く現存しています。

一般的な管渠の対象年数は50年と言われていますが、飯能市に敷設されている管渠で耐用年数を超過しているものの大部分はコンクリート管となっています。

【参考】

・下水道事業の老朽化の状況の中で、全国で標準耐用年数50年を経過した管渠の延長が約3万km(総延長の約7%)となっていることが記載されています。

※「R6.7.2 総務省：上下水道の耐震化の現状等について」より抜粋

▶ 飯能市の場合は、標準耐用年数の50年を超過した管渠が、16.8%（49,796m）となっており、全国の割合より大幅に高くなっており、地震等の大規模災害が発生した場合には被災する割合も高くなります。

今後は、重要なライフラインであるため今まで以上に早急の対応が必要となっている状況です。

7. 下水道事業に関する元利及び償還金の推移等

○下水道事業に関する元利及び償還金の推移等について【資料7】

- ・飯能市では、毎年支出のうち約2割から3割が企業債の借入に対する返済をしています。

しかし、金額にすると元金と利子を合わせて毎年度約8億円を返済しているため大きな負担となっています。

現在の返済期間は30年（元金は5年間は据え置き、25年間で支払、利子は据え置きなし）と長期間債務が継続する形になっています。

○今後の見込

（借入金利について）

- ・平成26年から10年間は平均すると約0.8%と低金利の状況が続いています。しかし、現在は、1.7~1.8%付近で推移しており、今後は上昇することも見込まれます。

（返済額について）

- ・内訳としては、元金は増加しているものの、借入金額が低金利のため返済総額は横ばいとなっています。今後は借入金利が上昇した場合は、毎年度の返済額が増加することが見込まれます。

8. 預金残高の推移

○預金残高の推移について【資料 8】

- ・下水道事業に関する預金残高の推移については、令和5年度の実績の概略については以下のとおりです。

【収支の概要】

- ・一般会計繰入金は、年度当初の4月と6月に入金があります。（令和5年度は6億円）
- ・企業債の借入は11月と3月、返済は9月と3月になります。
- ・令和5年度は、動力費高騰による交付金や太陽光発電施設のケーブル盗難に対する補てんなどがあったため残高は例年より多くなっています。

【今後の見込み】

- ・令和5年度の年度末（3月）では預金残高が約3億円になりましたが、令和6年度においては、前年比で約1億円預金残高が減少しているため年度末には、2億円を下回ることが見込まれます。

そのため、今後も安定した下水道事業の継続及び災害や施設の緊急対応等に備えるため、一定の運転資金（留保資金等）が必要となります。

9. 下水道使用料の改定パターンごとの料金一覧

○改定率、改定による使用料の金額、使用水量ごとの比較一覧について【資料9】

【改定率】

- 下水道使用料の改定率について、8パターンについて示してあります。

【改定後の使用料】

- 改定率ごとに条例の排除量に合わせた一覧になっています。

【使用水量ごとの比較一覧】

- 使用水量ごと、改定パターンごとの金額が一覧になっています。

(使用水量ごとの想定使用者)

使用水量ごとの想定使用者は以下のとおりです。

- 20m³の金額は平均的な一般家庭
- 500m³の金額は、小規模な飲食店
- 1,000m³～3,000m³は、ファミリーレストランなど
- 3,000m³～5,000m³は、ホテル、旅館など
- 10,000m³は大規模工場など

10. 下水道使用料改定率ごとの収入見込額一覧

○改定率ごとの収入見込額を一覧にしています。【資料10】